

別記様式1

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	近畿地方整備局 滋賀国道事務所	国道8号	彦根市外町地先 ～ 彦根市東沼波町地先	1.5	関西電力送配電(株) NTT西日本(株)	37本 28本	関西電力送配電(株) NTT西日本(株) (株)オプテージ (株)ZTV	R6年度	10年間	滋賀県内の広域防災拠点と防災拠 点を結ぶ防災上重要な区間である ため	電線共同溝:R8	東沼波 電線共同溝

別記様式1

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	近畿地方整備局 京都国道事務所	国道171号	京都市南区四ツ塚町地先 ～京都市南区吉祥院這登西町地先	2.3	関西電力送配電(株) NTT西日本(株)	59本 47本	関西電力送配電(株) NTT西日本(株) (株)ジェイコムウエスト	R6年度	10年間	京都市内の防災拠点と防災拠点を 結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:H17	九条 電線共同溝
2	近畿地方整備局 京都国道事務所	国道171号	京都市南区吉祥院石原京道町地先 ～京都市南区吉祥院石原西ノ開 町地先	0.3	関西電力送配電(株)	7本	関西電力送配電(株) NTT西日本(株) (株)オプテージ	R6年度	10年間	京都市内の防災拠点と防災拠点を 結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:H28	野上 電線共同溝
3	近畿地方整備局 京都国道事務所	国道171号	京都市南区久世河原町地先 ～京都市南区久世殿城町地先	1.3	関西電力送配電(株) NTT西日本(株)	24本 18本	関西電力送配電(株) (株)ジェイコムウエスト	R6年度	10年間	京都市内の防災拠点と防災拠点を 結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:H23 電線共同溝:H22	上久世 電線共同溝 久世殿城 電線共同溝

別記様式1

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	近畿地方整備局 大阪国道事務所	国道1号	大阪市城東区今福西3丁目地先 (蒲生4丁目交差点) ～ 大阪市都島区東野田町1丁目地先 (東野田町交差点)	1.8	関西電力送配電(株) NTT西日本(株)	30本 75本	関西電力送配電(株) NTT西日本(株) (株)ジェイコムウエスト (株)オプテージ (株)USEN	R6年度	8年間	守口ICと大阪市内の防災拠点を結 ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:R1	蒲生都島地区 電線共同溝

別記様式1

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	近畿地方整備局 兵庫国道事務所	国道43号	神戸市灘区大石東町6丁目～ 神戸市灘区都通4丁目	1.0	関西電力送配電(株)	25本	関西電力送配電(株) NTT西日本(株) (株)オプテージ (公財)京阪神ケーブル ビジョン	R6年度	10年間	阪神高速生田川出入口・国道2号出 入口と神戸市内の防災拠点を結ぶ 防災上重要な区間であるため	電線共同溝:R5 電線共同溝:R5 電線共同溝:R6	灘岩屋 電線共同溝 灘都通 電線共同溝 灘味泥 電線共同溝

別記様式1

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	近畿地方整備局 奈良国道事務所	国道25号	大和郡山市筒井町地先(筒井町西 交差点)～大和郡山市今国府町地 先(今国府町交差点)	1.4	関西電力送配電(株) NTT西日本(株)	7本 35本	関西電力送配電(株) NTT西日本(株)	R6年度	10年間	郡山ICと斑鳩町内の防災拠点を結 ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝:R5	筒井 電線共同溝

別記様式1

緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱 の占有者	撤去する 電柱本数	撤去する電線 の占有者	法第37条 指定の時期	猶予期 間	撤去目的	代替措置の 完了予定年度	備考
1	近畿地方整備局 和歌山河川国道 事務所	国道24号	和歌山市栗栖地先(和歌山IC)～ 和歌山市鳴神地先(阪和道路高架 下)	0.8	関西電力送配電(株)	23本	関西電力送配電(株) (株)オプテージ 西日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ(株)	R6年度	10年間	和歌山ICと和歌山市内の防災拠点 を結ぶ防災上重要な区間であるた め	電線共同溝: R8	栗栖 電線共同溝
2	近畿地方整備局 和歌山河川国道 事務所	国道24号	和歌山市鳴神地先(阪和道路高架 下)～和歌山市鳴神地先(花山交 差点)	0.2	関西電力送配電(株)	7本	関西電力送配電(株) (株)オプテージ 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)ジェイコムウエスト	R6年度	10年間	和歌山ICと和歌山市内の防災拠点 を結ぶ防災上重要な区間であるた め	電線共同溝: R4	鳴神 電線共同溝